

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号又は第7号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>競争入札に付するところが不利と認められるとき、又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができることのみ</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>車両等に使用する燃料（ガソリン及び軽油）を契約期間を通して単価契約により調達するもの。</p> <p>2 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明</p> <p>自動車用燃料については、岐阜県（出納管理課）と岐阜県石油商業協同組合との間で単価契約（標準単価）が締結されている。そのうちの西濃地域の契約単価（標準単価）を超えない価格で契約できる見込みであるため。</p> <p>なお、警察活動の特殊性により公署に最も近く利便性に優れ、安定供給が可能な業者を選定することが合理的であることから、下記の業者を選定するもの。</p> <p>【選定業者】 マルイ石油 伊藤 博基 株式会社スズキ石油 代表取締役 鈴木 勇蔵</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。

単位：円

品 名	契約単価	うち取引に係る消費税及び地方消費税額
ガソリン リサーチ法89カクン価以上96カクン価未満	169.94	15.44
軽油 セタン価45以上	156.67	12.87